

競争参加者の資格に関する公示

佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和4年11月22日

九州防衛局長

- 1 業務の名称 佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計
- 2 業務場所 佐賀県佐賀市
- 3 業務内容 本業務の概要は以下のとおり。
次の実施設計を行う。
(土木分)
 - ア. 誘導路及び駐機場 一式
 - イ. 敷地造成及び地盤改良 一式
 - ウ. 道路、給水、汚水排水及び雨水排水 一式
 - エ. 地下貯留槽 一式
 - オ. 燃料タンク等 一式
 - カ. 排水対策等に係る施設 一式
 - キ. 次の施設に係る付帯土木 一式
 - ・ 隊庁舎新設（鉄筋コンクリート造 8階建て／延べ面積 約19,300㎡）
 - ・ 格納庫1新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約5,500㎡）
 - ・ 格納庫2新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約6,100㎡）
 - ・ 格納庫3新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約8,300㎡）
 - ・ 体育館新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約1,400㎡）
 - ・ 車両整備場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約350㎡）
 - ・ 整備場新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約470㎡）
 - ・ 倉庫新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約3,000㎡）
 - ・ 洗機場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約880㎡）
 - ・ 洗機ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約50㎡）
 - ・ 事務室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
 - ・ 訓練施設新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約1,900㎡）
 - ・ 管理棟新設（鉄筋コンクリート造 2階建て／延べ面積 約830㎡）

- ・火薬庫1（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約400㎡）
- ・火薬庫2（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・交付所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・警衛所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約260㎡）
- ・哨所1新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・哨所2新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・哨所3新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）

（建築分）

- ・隊庁舎新設（鉄筋コンクリート造 8階建て／延べ面積 約19,300㎡）
- ・格納庫1新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約5,500㎡）
- ・格納庫2新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約6,100㎡）
- ・格納庫3新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約8,300㎡）
- ・体育館新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約1,400㎡）
- ・車両整備場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約350㎡）
- ・整備場新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約470㎡）
- ・倉庫新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約3,000㎡）
- ・洗機場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約880㎡）
- ・洗機ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約50㎡）
- ・事務室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・訓練施設新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約1,900㎡）
- ・管理棟新設（鉄筋コンクリート造 2階建て／延べ面積 約830㎡）
- ・火薬庫1（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約400㎡）
- ・火薬庫2（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・警衛所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約260㎡）
- ・哨所1新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・哨所2新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・哨所3新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・燃料ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約60㎡）
- ・消火ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・交付所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・航空燃料上屋新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・車両燃料上屋新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約130㎡）
- ・油脂庫新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・ボンベ庫新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約40㎡）
- ・門柱・門扉（鉄筋コンクリート造 1か所）
- ・自転車置場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約170㎡）

（設備分）

ア. 次の施設に係る付帯機械、電気、通信 一式

- ・ 隊庁舎新設（鉄筋コンクリート造 8階建て／延べ面積 約19,300㎡）
- ・ 格納庫1新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約5,500㎡）
- ・ 格納庫2新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約6,100㎡）
- ・ 格納庫3新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約8,300㎡）
- ・ 体育館新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約1,400㎡）
- ・ 車両整備場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約350㎡）
- ・ 整備場新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約470㎡）
- ・ 倉庫新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約3,000㎡）
- ・ 洗機場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約880㎡）
- ・ 洗機ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約50㎡）
- ・ 事務室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・ 訓練施設新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約1,900㎡）
- ・ 管理棟新設（鉄筋コンクリート造 2階建て／延べ面積 約830㎡）
- ・ 火薬庫1（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約400㎡）
- ・ 火薬庫2（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・ 警衛所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約260㎡）
- ・ 哨所1新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・ 哨所2新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・ 哨所3新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・ 燃料ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約60㎡）
- ・ 消火ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・ 交付所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・ 航空燃料上屋新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・ 車両燃料上屋新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約130㎡）
- ・ 油脂庫新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・ ボンベ庫新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約40㎡）
- ・ 門柱・門扉（鉄筋コンクリート造 1か所）
- ・ 燃料タンク

イ. 構内配電線路及び構内通信線路 一式

ウ. 航空灯火設備（駐機場及び誘導路） 一式

エ. 燃料施設（航空機燃料） 一式

オ. 給油施設（給油スタンド） 一式

4 履行期限 令和6年3月29日まで

5 競争参加資格審査申請書の交付期間等

- (1) 交付期間 令和4年11月22日から令和4年12月21日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行

政機関の休日」という。)を除く毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp/>

(3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

(1) 提出期間 令和4年11月22日から令和4年12月2日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで(12時から13時までの間を除く)。最終日は12時まで。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)若しくは電子メールによる場合は令和4年12月2日12時までに必着とする。

なお、令和4年12月3日以降も当該業務において技術的に最適な技術提案書を特定する日(以下「特定通知日」という。)まで随時受け付けるが、特定通知日までに審査が終了せず特定されないことがある。

(2) 提出場所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎

九州防衛局総務部契約課

TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345

メールアドレス ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に共同体協定書(下記7(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 共同体としての資格

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 防衛省における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」のすべての業種において「A」の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。)

イ 防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」のそれぞれの業種において「A」の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している2者以上で構成することとし、代表者となる構成員は「土木」において「A」の格付を受けた者とする。

なお、それぞれの業種の業務は「A」の格付けを受けた者が実施する。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)(防

整施(事)第150号。28. 3. 31) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記6(2)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

8 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む共同体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該業務の特定通知日までに共同体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該業務の特定通知日までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から業務委託契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該業務の受注者以外の者であっては、当該業務の委託契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計 ○○○・○○○共同体」とする。

(2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、特定通知日において、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。